

厚生労働省発食安第1114003号
平成15年11月14日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

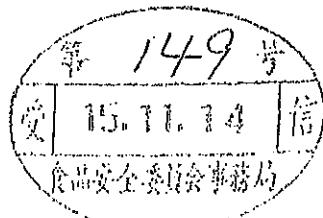
食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第6号の規定に基づき、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第6項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは貴委員会に意見を聴かなければならぬこととされているが、下記の場合はその内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると理解してよろしいか。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）第6条の規定による改正後のと畜場法第14条第6項において、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲について「家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの」等の規定が設けられたことに伴う形式的な改正として、改正前の第14条第6項の規定に基づくと畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第8条第1項において「厚生労働省令で定める疾病の有無について」を削除すること。

なお、獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲となる疾病等に係る食品健康影響評価については、平成15年10月17日付け厚生労働省発食安第1017001号により、貴委員会に意見を求めているところである。



参 照 条 文

- 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）
(食品健康影響評価の実施)

第十一條 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的情しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
二・三 （略）
2・3 （略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～五 （略）

六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十三条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十四条第六項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七～十四 （略）

2・3 （略）

- と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）（抄）
(獣畜のとさつ又は解体の検査)

第十四条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獸畜以外の獸畜をとさつしてはならない。

- 2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獸畜以外の獸畜を解体してはならない。
- 3 と畜場内で解体された獸畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。）の職員が解体された獸畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。
 - 二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獸畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。
- 4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獸畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獸畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。
 - 5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。
 - 6 前各項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。
 - 7 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）新旧対照条文（抄）

【平成十六年二月二十七日施行予定部分】

○と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）

改 正 後	現 行
(獣畜のとさつ又は解体の検査)	(獣畜のとさつ又は解体の検査)
第十四条 (略)	第十四条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。	
一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病	
二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの	
三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常	
7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、政令で定める。	6 前各項の規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、政令で定める。
8 (略)	7 (略)

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（未定稿）新旧対照条文（抄）

【平成十六年二月二十七日施行予定部分】

○と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）

改 正 案	現 行
(検査の方法)	(検査の方法)
第八条 法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。	第八条 法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により、 <u>厚生労働省令で定める疾病の有無について行うものとする。</u>
2 (略)	2 (略)